

東日本大震災で被災した土地改良区の運営問題

Management Problems of the Land Improvement District Struck by the Great East Japan Earthquake

○郷 古 雅 春[†] 石 井 敦^{††} 菅 野 将 央^{†††}
 GOKO Masaharu ISHII Atsushi SUGANO Masahisa

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で宮城県内 12 土地改良区が甚大な津波被害を受けた。被災土地改良区が抱える課題は、「経常費」に充てる経常賦課金の徴収ができないことによる収入減、土地改良事業償還金に充てる「特別賦課金」の徴収困難化、復旧・復興事業に従事する職員不足、地盤沈下による排水機運転経費の増大、流失した事務所再建や大規模修繕工事など多岐にわたり、被災地全体の復興の妨げになることが懸念される。本発表では、被災した土地改良区の抱えるこれらの課題のうち、特に運営面について報告する。

2. 津波被害を受けた土地改良区の現状と課題¹⁾

(1) 一般会計

宮城県内で津波被害を受けた 12 の土地改良区の被害面積は地区面積の 48 %に相当する 10,559ha に達した。表-1 の各土地改良区の一般会計収入の決算で示すとおり、平成 23 年度は土地改良区の運営費に充てる経常賦課金収入が総額の 28 %に留まることとなった。平成 24 年度では、水稻作付再開面積の増加により経常賦課金収入が総額の 35 %に増加した。

表-1 被災土地改良区一般会計収入(決算)

土地改良区	H23年度一般会計収入(百万円)					H24年度一般会計収入(百万円)				
	総額 ①	うち繰越金 ②	うち積立金取崩額 ③	うち賦課金 ④	④/①	総額 ①	うち繰越金 ②	うち積立金取崩額 ③	うち賦課金 ④	④/①
A	335	76	0	48	14%	390	116	0	137	35%
B	356	23	86	52	15%	297	56	0	127	43%
C	101	12	13	23	23%	112	33	8	56	51%
○ D	16	2	0	12	73%	18	2	0	12	65%
E	13	4	0	0	0%	8	2	0	0	0%
F	209	48	67	0	0%	298	50	10	75	25%
G	1,045	101	102	386	37%	1,211	134	70	454	38%
○ H	116	10	4	36	31%	183	7	32	36	20%
I	182	34	54	26	14%	493	51	23	56	11%
○ J	428	103	0	221	52%	415	78	0	243	59%
K	199	12	17	31	15%	155	17	8	64	41%
L	14	10	1	0	0%	17	2	0	11	67%
計	3,013	433	344	835	28%	3,597	549	150	1,273	35%

平成25年7月 宮城県農村振興課調べ

※ 土地改良区欄の○は緊急除塩工事により平成23年度産の水稻作付が可能となった土地改良区

(2) 経常賦課金

各土地改良区の平成 23, 24 年度の作付面積、経常賦課金の賦課面積を表-2 に示す。平成 23 年度の経常賦課金は、緊急除塩工事により平成 23 年度産の水稻作付が可能となった D, H, J の3つの土地改良区を除き、「作付できない農地へは賦課しない」としている。平成 24 年度もほとんどの土地改良区で同様の措置をとっている。

表-2 土地改良区の作付・経常賦課面積

土地改良区	地区面積(賦課対象面積)(ha) ①	H23年度			H24年度			H25年度		
		作付面積(ha) ②	経常賦課面積(ha) ③	③/①	作付面積(ha) ④	経常賦課面積(ha) ⑤	⑤/④	作付面積(ha) ⑥	経常賦課面積(ha) ⑦	⑦/⑥
A	4,612	816	816	18%	2,164	2,164	47%	2,885	2,885	63%
B	3,680	1,200	1,200	33%	2,623	2,623	71%	2,968	2,968	81%
C	2,357	402	402	17%	985	985	42%	1,897	1,897	80%
D	192	192	192	100%	192	192	100%	192	192	100%
E	146	0	0	0%	0	0	0%	93	93	64%
F	813	403	0	0%	700	700	86%	702	702	86%
G	4,941	4,156	4,135	84%	4,486	4,486	91%	4,575	4,557	92%
H	285	285	285	100%	283	283	99%	230	230	81%
I	1,155	388	388	34%	555	555	48%	667	667	58%
J	3,203	3,201	3,201	100%	3,207	3,207	100%	3,192	3,192	100%
K	649	306	306	47%	520	520	80%	520	520	80%
L	144	75	0	0%	98	144	100%	118	144	100%
計	22,177	11,424	10,925	49%	15,813	15,859	72%	18,039	18,047	81%

平成25年7月 宮城県農村振興課調べ

(3) 特別賦課金

特別賦課金については、事業償還金に対する利子補給を行う国の「東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業」を活用し、償還繰延と繰延に伴う償還利子の負担軽減を行っている。また、事業要件に合致せず国の制度が使えなかった一部の地区については、県が独自に「津波被害土地改良区債償還

支援事業」を制度化し、県が事業償還金の一時貸付を行った。これらの措置により、土地改良区は水稲作付のできない農地への特別賦課金の賦課を免除している。

(4) 賦課金徴収に係るA土地改良区の例

A 土地改良区では、下流域の被災農地等に湛水等の二次被害を引き起こすおそれがある農地への用水供給を行わず、経常賦課金を免除した。その結果、平成 23 年度の賦課面積は地区面積の 18 %、経常賦課金収入は前年度比 17%に留まることとなり、約 1 億 9 千 4 百万円の減額となった。不足する運営経費を、県や町からの農地ガレキ撤去工事の現場管理業務の受託、共済保険金、全国土地改良事業団体連合会からの交付金、積立金の取り崩しなどで補填した結果、震災関連収入は合計で約 1 億 4 千万円に達した。経常賦課金収入の不足する分を全て補うには至らないが、特に、県や町からの受託収入は歳入決算額の 18 %、共済保険金収入に匹敵する約 6 千万円に上り、災害復旧等に係る土地改良区職員の人件費等に充当された。

表-3 A土地改良区一般会計歳入内訳

(単位:千円)

科目・内訳	H22年度決算		H23年度決算		対前年比
		割合		割合	
1.通常収入					
経常賦課金	234,482	60%	40,048	12%	17%
使用料	8,755	2%	8,079	2%	92%
用排水事業関係補助金(県・町)	39,633	10%	11,964	4%	30%
排水機場運転等の受託	14,089	4%	9,333	3%	66%
雑収入	2,025	1%	23,799	7%	1173%
借入金 公庫借入金	19,956	5%	17,000	5%	85%
前年度繰越金	71,705	18%	74,724	23%	104%
(通常収入計)	390,645	100%	184,906	57%	47%
2.震災関連収入					
積立金収入	0	0%	5,921	2%	皆増
全土連交付金	0	0%	9,164	3%	皆増
県償還助成金	0	0%	6,040	2%	皆増
団体建物火災共済金	0	0%	59,525	18%	皆増
受託費					
被災自動車撤去管理(町)	0	0%	7,889	2%	皆増
被災調査業務受託(土地連)	0	0%	21,011	6%	皆増
廃棄物撤去工事施工管理(県)	0	0%	9,341	3%	皆増
除塩工事施工管理受託(県)	0	0%	5,415	2%	皆増
除塩工事排水受託(県)	0	0%	14,642	5%	皆増
広報活動受託(土地連)	0	0%	313	0%	皆増
(小計)	0	0%	58,610	18%	皆増
(震災関連収入計)	0	0%	139,260	43%	皆増
合計	390,644	100%	324,166	100%	83%

(5) 土地改良区運営資金のセーフティネット

土地改良区と同じく甚大な被害を受けた沿岸部の JA は、JA バンク支援基金からの資本注入を受け、危機を乗り越えている。土地改良区については、国の特例措置等に救われた面もあるが、厳しい運営が今後も続くことを考えると、現在の財政状況では心許ないこともあり、全国の土地改良区が結束して災害時の運営に対応できる制度等を検討する必要がある。例えば、全国の土地改良区の資金拠出により、被災した土地改良区が運営資金等を無利子または低利で借り入れ、長期間で償還するような、一種の「頼母子講」的な基金の造成が考えられる。基金の造成規模、拠出方法、借入の範囲及び期間、償還方法ならびに基金管理機関等の検討すべき課題は多いが、土地改良区の使命や公共性を鑑み、また、予想される大規模災害への対策として、実現に向けて検討すべきと考える。

3. おわりに

震災後、土地改良区は経常賦課金収入の大幅な減少等に伴い厳しい運営を余儀なくされている。また、排水機場の運転経費の増加や、復興事業で新たに建設する施設の維持管理費など、今後の運営への不安も大きい。一方で、被災地では、かつて無いほど、土地改良区の有する様々な調整機能への期待も高まっている。土地改良区がその役割を果たし周囲からの期待に応えることができるように、引き続き行政や関係機関からの支援を要請したい。

引用文献
1) 郷古雅春:東日本大震災で被災した土地改良区の抱える課題と対応, 農業農村工学会誌第 82 巻 3 号, pp.23 ~ 26 (2014)

†宮城大学 Miyagi University

††筑波大学 University of Tsukuba

†††宮城県農林水産部農村振興課 Rural Development Promotion Division, Miyagi Prefectural Government

キーワード 東日本大震災, 土地改良区, 経常賦課金